

廃対第38号
令和2(2020)年4月8日

栃木県行政書士会
会長 横山 眞 様

栃木県環境森林部廃棄物対策課長 笹川 正憲



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可申請の取扱いについて

廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状に鑑み、本県が行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可申請については、当分の間、別紙のとおり取り扱うこととします。
つきましては、貴会員に周知くださるようお願いいたします。

審査指導班（篠崎）
TEL 028-623-3154
FAX 028-623-3113
本館 11 階南側

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可申請の取扱いについて

令和2(2020)年4月8日
栃木県環境森林部廃棄物対策課

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状に鑑み、本県が行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可申請については、当分の間、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 許可申請書類の提出方法について

(1) 令和2(2020)年4月8日以降、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象となっている区域（以下「実施区域」という。）に所在する事業者が行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可申請に係る申請書及び添付書類等（以下「申請書類」という。）については、「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」（以下「申請書等」という。）2(1)の規定にかかわらず、原則として郵送により提出を受け付けることとします。（栃木県内に営業所等がある場合や栃木県内の行政書士に依頼している場合等、実施区域からの移動が伴わない場合は、来庁による提出も受け付けます。）

また、実施区域以外（栃木県内を含む。）に所在する事業者の申請書類については、来庁又は郵送いずれの方法による提出も受け付けることとします。

郵送により申請書類を提出する場合、申請者は、申請窓口となる環境森林事務所又は環境管理事務所宛て、簡易書留により郵送してください。また、①申請書類副本返送分の切手を貼付した返信用封筒（普通郵便可）及び②許可証返送用のレターパックプラス（520円）を同封してください。

2 申請手数料の納付方法について

(1) 郵送により申請書類を提出する場合、必ず申請手数料として下記の金額分の栃木県収入証紙を同封してください。（現金では受付できません。また、政府の収入印紙や他都道府県の収入証紙では受付できません）。

(2) 申請手数料が納付されない場合であって、本県から相当の期間を定めて納付を求めてもこれが納付されないときは、申請を不許可とする処分を行う場合があります。

3 申請書類の補正及び拒否について

上記2(2)の場合のほか、申請書類に不備があった場合、本県から相当の期間を定めて補正を求めてもこれが補正されないときは、申請を不許可とする処分を行う場合があります。

【申請手数料の金額】

申請手数料の金額は、申請の種類に応じて次表のとおりです。

(栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）第2条）

区分	新規許可申請	変更許可申請	更新許可申請
産業廃棄物処分業	100,000円	92,000円	94,000円
特別管理産業廃棄物処分業	100,000円	95,000円	95,000円

※なお、納付された手数料については、原則として還付することはできません。

【収入証紙の購入方法】

栃木県収入証紙は、栃木県内の足利銀行各支店又は栃木県収入証紙売りさばき場所で購入できるほか、次の方法で購入することができます。

○ 郵送による購入

下記①～③を下記あて先まで郵送（現金書留）してください。

- ① 「郵送による『栃木県収入証紙』購入申込書」（別紙案内参照）
- ② 栃木県収入証紙の代金（現金）
- ③ 所定の金額分の切手（別紙案内参照）を貼った返信用の定型封筒（長3又は長4サイズ）
（購入者の住所・氏名を記入したもの）

○収入証紙販売者

宛先：〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎内 東館2階

栃木県職員生活協同組合 サービスカウンター 宛て

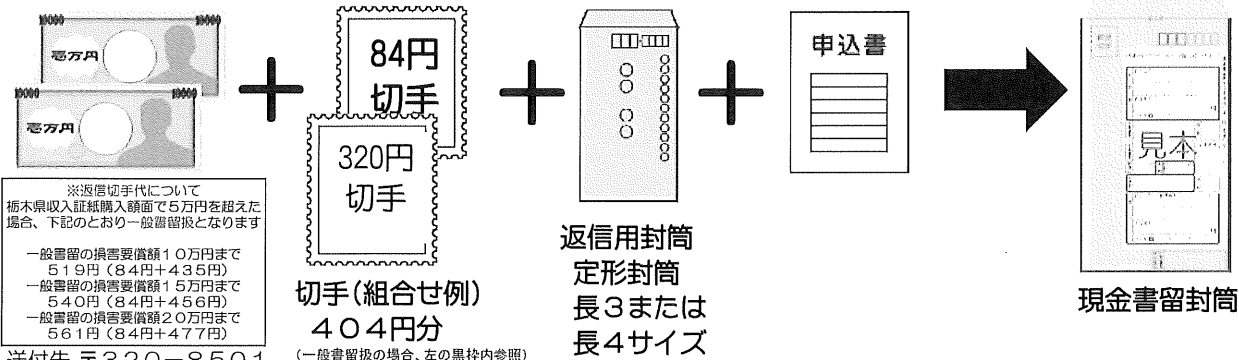
（収入証紙販売者電話番号 028-623-2534）

郵送にて『栃木県収入証紙』購入方法のご案内

現金書留にて次の(1)～(3)を郵送してください

- | |
|--|
| (1) 現金にてご希望の栃木県収入証紙代金
(2) 切手を貼った返信用封筒（あらかじめご購入者の住所、宛名を記入しておいてください）
返信用封筒は現金書留封筒に折って収まる程度のものご用意ください
例：定形封筒“長3サイズ”（120mm×235mm）または定形封筒“長4サイズ”（90mm×205mm）
※ 簡易書留郵便扱いの場合、返信切手代金404円分をご用意ください（簡易書留：損害要償額5万円まで）
(3) 下段の申込書 |
|--|

一例：栃木県収入証紙2万円分購入の場合（簡易書留：損害要償額5万円まで）



送付先 〒320-8501
 栃木県宇都宮市埜田1丁目1-20 県庁舎内 東館2階
 栃木県職員生活協同組合 サービスカウンター 宛

- ※ 現金書留到着後、栃木県収入証紙と領収書をご購入額面に応じて簡易または一般書留郵便扱いにてお送りいたします
- ※ 栃木県収入証紙の発送は、現金書留到着が午後3時までの場合は翌日の送付になります
 到着が金曜日の場合は翌週の最初の営業日が送付になりますのでご注意ください
- 申込みは日数に余裕をもってお願いします
- ※ 栃木県収入証紙をお買い求めいただいた後の返金、交換はお受けできませんのでご注意ください

お問合せ先 栃木県職員生活協同組合 サービスカウンター 電話 028-623-2534

キリトリ

郵送による『栃木県収入証紙』購入申込書

ご希望の栃木県収入証紙額面 こちらに額面をご記入願います 円分の 栃木県収入証紙購入	お申込日	年 月 日 ()		
	お名前	様		
	ご住所	〒 -		
	日中にとれる連絡先	会社・自宅・携帯：	-	-
	領収書の宛名			
	備考			
		生協係印		

※ ご購入時にお預かりする個人情報は、商品の配送業務のみに利用させていただきます

お問合せ先 栃木県職員生活協同組合 サービスカウンター 電話 028-623-2534